

資料 1

令和7年8月1日（金）

第2回子育て支援推進委員会

子育て支援推進委員会と 青少年問題協議会の改編について



令和7年8月1日（金）
佐倉市子育て支援推進委員会

▶ 目次

- (1) 背景
- (2) 会議の統合
- (3) 佐倉市こどもとまんなか会議（仮称）について
- (4) スケジュール

▶ (1) 背景

- ◆令和5年施行の「こども基本法」により、こども施策は年齢や分野を問わず包括的に推進されることが求められている
- ◆こども基本法の施行と佐倉市こども計画の施行により、佐倉市では「青少年育成計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を統合し、年齢等を問わずに一体的で効率的な施策推進体制へ移行
- ◆各会議における計画の策定や進捗、施策の推進などの業務については、新たに設立される会議に継承して、こどもや青少年に対する課題に対応していく

▶ (2) 会議の統合

こども施策の包括的な推進の観点から、「佐倉市こどもどまんなか会議」に統合

現状

佐倉市子育て支援推進委員会

所管計画：佐倉市子ども・子育て支援事業計画
所掌事務：子育て支援の推進に関し必要な事項の調査、審議
構成：学識経験者、医師、歯科医師、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育園の園長（私立）、幼稚園の園長（私立）、小学校長、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校又は中学校の保護者、公募の市民、児童センター又は学童保育所長

佐倉市青少年問題協議会

所管計画：佐倉市青少年育成計画
所掌事務：青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査、審議及び必要な関係行政機関相互の連絡調整
構成：市長、教育長、副市長、市教育委員会委員、市の事務部局の関係職員、市教育委員会の事務局の職員、警察関係職員、家庭裁判所の職員、社会教育委員、民生委員・児童委員、保護司、社会福祉協議会、小学校長、中学校長、高等学校長、高等学校長、青少年相談員、識見を有する者

改編後

佐倉市こどもどまんなか会議（仮称）

【所管計画】

佐倉市こども計画

【所掌事務】

こども施策の推進に関し必要な事項の調査、審議及び関係機関の連絡調整

【構成】

こども・若者施策に関し学識経験を有する者、教育・保育施設の長、こども・若者施策に関わる団体等、公募による市民など

▶ (3) 佐倉市こどもとまんなか会議（仮称）について

【所管計画】

佐倉市こども計画

【主な役割・所掌事務】

こども施策の推進に関し必要な事項の調査、審議及び関係機関の連絡調整

【構成（案）】

（こども・若者施策に関し学識経験を有する者）

学識経験者

（教育・保育施設の長）

保育園・幼稚園又は認定こども園の園長、小中高等学校長、児童センター・学童保育所長

（こども・若者施策に関わる団体等）

民生委員・児童委員、青少年相談員、さくらあったか食堂ネットワーク、
ヤングプラザ、人権擁護委員、社会福祉協議会、こども🌸若者いけんぷらすさくら

（公募による市民）

こどもの保護者等

（その他市長が必要と認めるもの）

▶ (4) スケジュール

R8.	3月	条例案議決
R8.	4月	公募委員の募集
R8.	4月	新組織発足
R8.	5月	委嘱